

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和7年5月16日(火) 午後1時28分から午後2時46分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 星野委員長、大東副委員長、山宮、高柳 各委員
- 4 傍聴者 読売新聞記者 1名
- 5 説明者 根岸市民部長、生方市民課長、横山税務課長、信澤債権管理課長、
田村市民協働課長、栞原環境課長
北澤健康福祉部長、安原社会福祉課長、阿部こども課長、
大嶋国保年金課長、小野介護高齢課長、鈴木健康課長
- 6 事務局 生方議事係長
- 7 議 事
 - (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
 - (2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
 - (3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
 - (4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
 - (5) 今後の日程について
 - (6) その他
- 8 会議の概要
 - (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。

市民課の所管に係る事項について報告願う。市民課長。

(生方市民課長 報告)

ア 市民課

・報告事項

1 事務分掌について

○市民課長 報告事項1「事務分掌について」説明する。資料の1ページを御覧いただきたい。市民課は、市民窓口係と管理戸籍係の2つの係で構成され、課の職員体制は、課長を含めて職員が15人、会計年度任用職員が11人、合計の人数は26人であるが、2人が休職中のため、実際には24人体制で事務を行っている。

それでは、各係について順番に説明する。始めに、市民窓口係の主な事務としては、住民基本台帳の各種届出や証明書等の交付事務を行っている。また、印鑑登録に関する事務、自動車の臨時運行許可、一般旅券いわゆるパスポートに関する事務等も行っている。

なお、来庁者が希望する届出等を円滑に行えるよう総合窓口の一環として、フロアマネージャーを配置しサポートしている。

次に、管理戸籍係の主な事務としては、戸籍の記載や整理に関する事務を行っている。

また、戸籍等に基づく諸資料の作成報告や統計に関する事務、人口動態調査やマイナンバーカードに関する事務等も行っている。

市民課の事務分掌等は以上である。

○委員長 説明が終わった。

報告事項 1 「事務分掌について」 質疑を行う。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で市民課を終了する。

次に、税務課の所管に係る事項について報告願う。

(横山税務課長 報告)

イ 税務課

・ 報告事項

1 事務分掌について

○税務課長 報告事項 1 「事務分掌について」 説明する。資料事務分掌報告 2 ページを御覧いただきたい。税務課は納税係、市民税係及び資産税係の 3 係で構成され、職員 20 人、会計年度任用職員 4 人となっており、合計の人数は、課長を含め 24 人であるが、2 人が休職中であるため、実際には 22 人体制である。

次に各係の事務分掌についてであるが、納税係は、市税の収納に関すること、税務諸証明に関すること、固定資産税課税台帳及び地図の閲覧に関することを所管している。市民税係は、市民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課などを所管している。資産税係は、土地家屋等の固定資産税・都市計画税の賦課などを所管している。

説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。

報告事項 1 「事務分掌について」 質疑を行う。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で税務課を終了する。

次に、債権管理課の所管に係る事項について報告願う。

(信澤債権管理課長 報告)

ウ 債権管理課

・ 報告事項

1 事務分掌について

○債権管理課長 報告事項 1 「事務分掌について」 説明する。資料の 3 ページを御覧いただきたい。債権管理課は、収納管理係と債権整理係の 2 係で、職員は、課長を含めて 12 人

の体制である。また、債権管理課の分掌事務としては、市の金銭債権のうち、滞納となったものについて、所管課からの移管を受け、その回収のための債権管理を行っている。それでは、各係ごとの説明をさせていただく。

まず、収納管理係については、8人体制で、そのうち会計年度任用職員が1人である。主な事務としては、市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料など、市が強制的に財産を差し押さえることができる「強制徴収公債権」に分類される滞納債権について、回収のための事務を行っている。このほか、課の庶務を担当している。

次に債権整理係であるが、こちらの係は3人体制で、そのうち会計年度任用職員が2人である。主な事務としては、水道料や市営住宅使用料などの市が強制的に処分を行うことができない「非強制徴収公債権」及び「私債権」に分類される滞納債権について、回収のための事務を担当している。

両係とも公平公正な住民負担と健全な行財政運営に資するため、市の債権管理の適正化に取り組んでいる。

債権管理課の事務分掌等は以上である。

○委員長 説明が終わった。

報告事項1「事務分掌について」質疑を行う。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で債権管理課を終了する。

次に、市民協働課の所管に係る事項について報告願う。

(田村市民協働課長 報告)

エ 市民協働課

・報告事項

- 1 事務分掌について
- 2 利南地区コミュニティセンターの事務所移転について
- 3 男女共同参画講演会の開催について

○市民協働課長 報告事項1「事務分掌について」説明する。事務分掌報告資料の4ページから9ページを御覧いただきたい。市民協働課は、テラス沼田3階に協働推進係、市民相談係、消費生活センターがあり、6階には市民活動センター及び市民活動拠点コミュニティテラスがある。

また、利南、池田、薄根、川田、白沢、利根の各地区にはコミュニティセンターがある。これらの組織を、職員41人、会計年度任用職員13人、合計54人体制で運営している。

これより、各組織の主な業務について説明する。

協働推進係については、市民活動センター及び市民活動拠点コミュニティテラスを除くと、4人体制であり、市民協働に関すること、コミュニティの振興に関する企画及び調整に関すること、コミュニティ団体に関する育成指導及び連絡調整に関することなどを担当している。広報ぬまたなどの区長宛て文書配布も担当しているほか、各地区で実施してい

る地域づくりを担当している。

また、テラス6階の市民活動センターも協働推進係が統括しており、4人体制で運営し、市民団体間の交流や情報発信を担当しているほか、市民活動拠点コミュニティテラス貸出等をしている。

次に、利南・池田・薄根・川田の各地区コミュニティセンターについては、それぞれ4人体制で運営しており、各地区における地域コミュニティ活動の推進に関すること、地域住民の主体的な学習及び実践の活動拠点に関すること、コミュニティセンター施設の維持管理に関することなどを担当している。

次に、白沢地区コミュニティセンターについては、課長補佐兼所長統括のもと、地域係と生活系の2係体制となっている。

地域係については5人体制であり、先ほど説明した4地区のコミュニティセンターと同じ業務のほか、地域防災計画に基づく災害対策に関すること、防災無線放送業務に関すること、三沢交流広場の管理運営に関すること、林道や道路の維持管理に関することなど、幅広く担当している。

続いて生活係については4人体制であり、戸籍の証明や住民票等の交付に関すること、印鑑登録及び証明交付に関すること、マイナンバーカードに関することなどの市民課所管業務、市税の収納や税務諸証明に関することなどの税務課所管業務、そのほか環境課、社会福祉課、こども課、国保年金課、介護高齢課、上下水道経営課所管に係る窓口業務を幅広く担当している。

次に利根地区コミュニティセンターについては、地域係は6人体制であり、白沢地区コミュニティセンター地域係とほぼ同様の業務に加え、消防及び交通安全対策に関することなどについても担当している。

続いて生活係については4人体制であり、白沢地区コミュニティセンター生活係と同様の業務を担当しているが、消防関係については両係共同で担当している。

次に、市民相談係については3人体制であり、消費者行政に関することのほか、人権擁護委員及び行政相談委員に関すること、人権同和行政、男女共同参画に関することなどを担当している。

また、消費生活センターも統括しており、4人体制で商品やサービスの契約に関するトラブルや多重債務などの相談業務に当たっている。

市民協働課の事務分掌については、以上である。

続いて、報告事項2に移らせていただく。

報告事項2「利南地区コミュニティセンターの事務所移転について」説明する。資料については5ページを御覧いただきたい。

本年度、公共施設等総合管理計画に基づき、利南地区コミュニティセンターの長寿命化工事を実施する予定である。この工事実施に伴い、事務所機能を沼田市保健福祉センター3階に移し、6月30日月曜日から同所において業務を行う予定である。移転先においては、施設の使用許可及び住民票等の交付以外の業務をこれまでどおり行う予定である。

なお、利南地区コミュニティセンターに事務所を戻す時期については、資料のとおり3月上旬頃を想定しているが、工事の着工時期や進捗状況等により前後する可能性があるので、正確な時期が決まったら改めて報告をさせていただきたい。

続いて、報告事項3「男女共同参画講演会の開催について」説明する。

資料については、6ページを御覧いただきたい。男女共同参画講演会を7月11日金曜日午後1時30分から、5階Waltzホールにおいて、弁護士の伊藤和子氏を講師にお招きし、御講演いただく。委員の皆様におかれても、ぜひ御参加いただきたい。

市民協働課からの報告は以上である。

○委員長 説明が終わった。

報告事項1「事務分掌について」質疑を行う。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に報告事項2「利南地区コミュニティセンターの事務所移転について」質疑を行う。高柳委員。

○高柳委員 大規模な改修であると思うが、新たに建てるのと比べて長寿命化の方が効果がよいという結論なのか。また、概要が分かれば教えてほしい。

○市民協働課長 公共施設等総合管理計画に基づくものであり、その検討も踏まえたものと理解している。長寿命化を図るほうが建て直すよりも効率がよいと考えている。

概要については、長寿命化を図るために建築主要部の仕上げということで防水シートの張り替えであったり、外壁の塗装、断熱サッシを取り入れてよりエネルギー効率の高いものとするなどし、長寿命化を図ることを考えている。電気設備及び機械設備についても高機能化を図ることを検討している。

○高柳委員 私の記憶だとコミュニティセンターに補助金が出る場合は、新しく替えることについて出ると思っていた。改修だと補助は出るのか。それから新しくするのであれば従来の公民館と少し中身を変えるのかどうか。例えば料理教室をしようとなったときに厨房施設を少し広くするとかそういう新たな発想をもって改修するというのは今回の改修であるのか聞きたい。

○市民協働課長 補助金ということではなく起債を充てる予定である。躯体はそのままであるのでレイアウトの変更をする予定はない。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に報告事項3「男女共同参画講演会の開催について」質疑を行う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で市民協働課を終了する。

次に、環境課の所管に係る事項について報告願う。

(栗原環境課長 報告)

オ 環境課

・ 報告事項

1 事務分掌について

- 2 「災害等対応のための共助基本協定」の締結について
- 3 気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設の指定について

○環境課長 環境課所管事項について説明する。所管・調査事項報告の7ページを御覧いただきたい。報告事項1「事務分掌について」報告する。お手元の事務分掌報告の10ページを御覧いただきたい。

環境課は、環境政策係、環境保全係、廃棄物係の3係で構成されており、職員数は5月1日付けで課長を含め15名体制となっている。

環境政策係については、職員2名の体制である。主な事務としては、環境基本計画に関することや環境政策の企画及び調整など、市の環境政策の総合的な管理のほか、太陽光発電所、小水力発電所の維持管理などを所管している。

また、今年度より配置された指導係長については、主にこちらの係の業務に当たっている。

次に環境保全係は、会計年度任用職員1名を含む4名体制で業務に当たっている。主な事務としては、公害対策及び放射線対策など市民の生活環境の保全、墓地及び小水道等の許可、犬の登録、動物愛護問題、環境啓発事業の開催などの業務を所管している。

続いて廃棄物係は、会計年度任用職員1名を含む7名となっている。主な業務は、一般廃棄物の収集・運搬・処理及び再資源化、一般廃棄物処理施設広域化など、一般廃棄物に係る全般について所管しており、上川田一般廃棄物最終処分場には、技術員3名が常駐し主に再資源化を行っている。環境課の事務分掌等は以上である。

次に、報告事項2「災害等対応のための共助基本協定」の締結についてである。

大規模災害や施設の故障などの不測の事態に備え、一般廃棄物の処理を確実に実施する体制を構築するため、このたび、(株)ウィズウェイストジャパンとの間に共助基本協定を締結することとなった。

具体的には、大規模災害の発生などにより、本市の一般廃棄物処理に支障を来す事態が発生した際に(株)ウィズウェイストジャパンの持つ施設等を使用し対応を行うものである。

協定の締結日は5月20日火曜日とし、同日午前、市役所において締結式を執り行う予定である。

続いて報告事項3「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設の指定について」である。

この制度は、熱中症対策の一環として公共施設や店舗等冷房施設が整っている場所を市長があらかじめ指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として指定し、熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表された際に、一時的に暑さをしのげる場所として開放するものである。

今回、市内のウエルシア薬局からお声かけいただき、ウエルシア沼田栄町店、ウエルシア沼田店、ウエルシア沼田バイパス店の3店舗を指定させていただき運びとなったので報告する。

環境課からは以上である。

○委員長 説明が終わった。

報告事項1「事務分掌について」質疑を行う。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、報告事項２「災害等対応のための共助基本協定」の締結について質疑を行う。副委員長。

○副委員長 災害の規模でどの程度のものか、全市的な大きな災害が発生した時にこの（株）ウィズウェイストジャパンが対応してくれるのか。それとも小さな災害でも対応してくれるのか。その辺の線引きがどうなっているのか知りたい。また、ごみを処理してもらう際の費用負担についてどうなっているのか教えてほしい。

○環境課長 現段階ではどの規模の災害で協定が発動するかは協議していない。まず、現在稼働している処理施設が稼働できなくなった場合、災害ごみのようなものについて

（株）ウィズウェイストジャパンの施設で処理してもらう協定となっている。費用負担については、無料ではない。応分の負担は支払いが必要であると考えている。

○副委員長 おおむね理解できた。例えば、白岩町の清掃工場が使えなくなった場合は、あそこは可燃物を扱っているが、そういったものも含めて、今度佐山にできるのは最終処分場であるから燃やせないごみが処理される施設になると思う。清掃工場が災害で使えなくなった際には、一般的な可燃物、燃やせるごみもそこで処理してもらえるのか、どんなごみでも処理してくれるのか教えてほしい。

○環境課長 可燃ごみ、また不燃ごみ諸々当然出てくると思うが、市内の施設がだめになった場合は、市外の（株）ウィズウェイストジャパンが持ち、または管理している施設に運搬してそこで処理をする想定で考えている。埼玉県や茨城県、また栃木県にそれぞれ施設を（株）ウィズウェイストジャパンが持っているのでそちらに運搬して処理をする想定で協定を組み立てているところである。

○市民部長 広域の活動で吾妻の地域と沼田の地域で広域で何かお互いそういったごみ処理施設に何かあったときには共助しようというような形で協定を結んでいるので、これだけではなく、広域の協定で可能であれば広域の協定で処理することも考えられるというような形で多面的に対応を考えている。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 （株）ウィズウェイストジャパンが佐山町で、正式に稼働が決まったということも含めて、今回の締結になるのだと思うが、今こう話していても、例えば（株）ウィズウェイストジャパンの佐山町では、ペットボトルを中間処理する施設ができるというのはもう公表されているわけである。なので何かあったときに、白岩町で処理するのではなくて、もう公になっているので、（株）ウィズウェイストジャパンに白岩町の今度直すところにもなってくれませんかという話は、私は出てしかるべきだと思っている。32ヘクタールの中の1ヘクタールから3ヘクタールぐらいであるから、十分その候補地に今の時点では正式になり得るのではないかとと思っている。それでそういう申し入れをする予定はあるのか。

○環境課長 現時点で予定はない。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、報告事項３「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設の指定について」質疑を行う。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ以上で環境課を終了する。

（５）今後の日程について

○委員長 次に、次第（５）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおり御了承願う。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 事務局の提案のとおりとする。以上で市民部各課の所管事項報告を終わる。

（市民部 退室）

（２）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（２）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を行う。発言はあるか。高柳委員。

○高柳委員 中間処理施設、二箇村を視察に行きたいと思う。現状どうなっているのか、広さの問題であるとか、処理状況について、やはり基本認識を一つにしておくべきだと思うので、二箇村のことだが、市の中にある施設であるから、市内調査として、提案をしたい。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 新清掃工場について、広域圏として事業を進めているが、地質調査を始めていたりとかいろいろなことが今やられているわけだが、今、新しい清掃工場の建設に向けて何をやって少なくとも今年度はどういうことをやるのか、地質調査をやった後、基本設計をやるとかいろいろな案が出てくると思う、また、ほかの２か所、片品、新治との比較でどうなのかという検討について、どのようなことがされているのかということを確認したい。また、佐山町のウィズウェイストジャパンの施設を視察したい。

○委員長 調査事項等について事務局にまとめさせる。

（事務局書記 説明）

○委員長 よろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上で市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

休憩する。

(休憩 午後 2 時 2 分から午後 2 時16分まで)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(3)健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。
社会福祉課の所管に係る事項について報告願う。社会福祉課長。

(安原社会福祉課長 報告)

ア 社会福祉課

・報告事項

1 事務分掌について

○社会福祉課長 報告事項1「事務分掌について」説明する。事務分掌報告の1、2ページが社会福祉課の事務分掌であるが、社会福祉課は、社会係、保護係、障害福祉係、指導監査係の4係体制で、職員は、社会係が会計年度任用職員3名を含めて6名、保護係が会計年度任用職員4名を含めて8名、障害福祉係が再任用職員1名、会計年度任用職員3名を含めて8名うち1名が育児休業中、指導監査係が3名となっており、私を含めて総勢26名である。

主な事務分掌について、社会係は、地域福祉や民生委員・児童委員に関する事務、戦没者遺族の給付金や弔慰金、日本赤十字社に関する事務、保健福祉センターの管理などのほか、今年度は、物価高騰対応重点支援事業の低所得者向け給付金や定額減税の不足額給付金を担当している。保護係は、生活保護関係の全般、行旅病人・行旅死亡人、生活困窮者自立支援事業などに関する事務を担当している。障害福祉係は、身体障害・知的障害・精神障害がある方の障害福祉全般を担当している。指導監査係は、社会福祉法人の設立認可、社会福祉法人、障害福祉サービス事業所、保育園、地域密着型介護予防サービス事業所などの指導及び監査、並びに社会福祉連携推進法人制度に関する業務を担当している。

社会福祉課からは以上である。

○委員長 説明が終わった。

報告事項1「事務分掌について」質疑を行う。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で社会福祉課を終了する。

次に、こども課の所管に係る事項について報告願う。

(阿部こども課長 報告)

イ こども課

・報告事項

1 事務分掌について

○こども課長 報告事項1「事務分掌について」説明する。事務分掌報告の3ページから4ページがこども課となる。こども課は、子育て支援係、こども相談係、保育係の3係体制であり、こども相談係にこども家庭センターを設置してしる。職員は、こども家庭センター兼統括支援員の課長補佐が1人、子育て支援係が会計年度任用職員を含めて6人、こども相談係が会計年度任用職員を含めて7人、保育係が現在産後休暇中の職員1名及び会計年度任用職員を含めて6人、私を含めて総勢21人である。

主な分掌事務については、子育て支援係が児童手当・児童扶養手当・ひとり親家庭及び寡婦福祉に関することなど、こども相談係が家庭児童相談、母子保健に係る相談に関することなど、保育係が保育園・認定子ども園に関することなどを担当している。

また、施設については、保育園5園がこども課の所管であり、職員は5園で保育士25人、再任用職員の調理員1人、そのほか、保育士、調理員、用務員等の会計年度任用職員68人で、総勢94人である。こども課は以上である。

○委員長 説明が終わった。

報告事項1「事務分掌について」質疑を行う。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上でこども課を終了する。

次に、国保年金課の所管に係る事項について報告願う。

(大嶋国保年金課長 報告)

ウ 国保年金課

・報告事項

1 事務分掌について

○国保年金課長 報告事項1「事務分掌について」報告をさせていただく。事務分掌資料の5ページを御覧いただきたい。国保年金課の体制については、国保係と医療年金係の2係体制で業務を行っている。国保係は係長1名、事務職員6名のうち1名が育児休業中であり、会計年度任用職員2名、うち1名は育児休業代替職員で合計8名で業務を行っている。主な担当業務は国民健康保険の運営全般、保険資格の認定、保険税の賦課収納、医療給付、検診等の保健事業に係る業務を行っている。次に医療年金係は係長1名、事務職員6名のうち1名は育児休業中、うち1名は群馬県後期高齢者医療広域連合の事務局への派遣となっている。会計年度職員1名は育児休業代替職員で計6名で業務を行っている。主な担当業務は、国民年金全般、後期高齢者医療の運営全般、福祉医療制度業務を行っている。国保年金課の所管事務は以上である。

○委員長 説明が終わった。

報告事項1「事務分掌について」質疑を行う。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で国保年金課を終了する。

次に、介護高齢課の所管に係る事項について報告願う。

(小野介護高齢課長 報告)

エ 介護高齢課

・報告事項

1 事務分掌について

○介護高齢課長 報告事項1「事務分掌について」説明する。

資料の6ページを御覧いただきたい。はじめに、課の人員は、正職員が課長を含めて16人、再任用職員1人、会計年度任用職員18人で合計35人の体制である。次に、分掌事務を説明する。まず、課付主幹兼係長が高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施に関することについて担当している。次に、長寿支援係は人員体制は、育児休業中の職員1人を含め正職員4人、再任用職員1人、会計年度任用職員9人である。また、ふれあい福祉センターを所管しており、再任用職員の館長1人と会計年度任用職員の8人が交代勤務で業務に当たっている。主な分掌事務は、高齢社会対策、高齢者保健福祉計画、高齢者の生きがい対策、介護保険サービス以外の給付事業、地域支援事業、地域包括支援センターに関すること、権利擁護事業に関すること等を担当している。次に、介護保険係は人員体制は、正職員7人、会計年度任用職員9人である。主な分掌事務は、介護保険料の賦課・収納、介護保険事業計画、介護保険の給付、要介護認定、地域密着型サービス事業者の指定に関する事務等を担当している。最後に、社会福祉協議会派遣職員は保健師3人が社協に派遣されており、地域包括支援センターの業務に当たっている。

介護高齢課事務分掌については、説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。

報告事項1「事務分掌について」質疑を行う。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で介護高齢課を終了する。

次に、健康課の所管に係る事項について報告願う。

(鈴木健康課長 報告)

オ 健康課

・報告事項

1 事務分掌について

○健康課長 報告事項1「事務分掌について」説明する。資料7ページを御覧いただきたい。

健康課は、予防係・保健係の２係で構成され、予防係は職員４名、会計年度任用職員３名、計７名である。保健係は職員１１名、会計年度任用職員２名、計１３名である。課として私を含め合計２１人体制となっている。次に各係の事務分掌であるが、予防係は主に各種検診、予防接種、献血等を所管している。保健係は主に母子保健、成人保健、栄養改善、健康づくり等を所管している。以上で説明を終わる。

○委員長 説明が終わった。

報告事項１「事務分掌について」質疑を行う。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で健康課を終了する。

(５) 今後の日程について

○委員長 次に、次第（５）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおり御了承願う。
(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 事務局の提案のとおりとする。以上で健康福祉部各課の所管事項報告を終わる。
(健康福祉部 退室)

(４) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（４）健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を行う。発言はあるか。高柳委員。

○高柳委員 農福連携という点で、高崎市倉渕町で枝剪定の枝を燃料にして、バイオマス発電をして、温室を作ってメロンを作るという、それでＢ型支援を去年から高崎市が始めた。農業と障害者の雇用とＣＯ２の削減と環境にいいということで、ぜひ調査したい。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 健康課でスマートウェルネスの状況、始めた頃はやるという人がいたが、その後コロナになって、止まってしまった。今状況がどうなっているのか。具体的にいろんな講習会、歩き方の講習会みたいなものを行っているようだが、どうやって、スマートウェルネスに参加をする人を増やしていこうかという、現在の状況と今後の取組について聞きたい。

○委員長 ほかに。山宮委員。

○山宮委員 ミズノと直接意見交換ができないのか。もっと偉い人。

○副委員長 できると思う。健康面でも結構なんか、市民向けのものをやっている。

○高柳委員 健康づくりでミズノと話したいということである。

○山宮委員 ミズノが今後、どういった考えを持っているのか知りたいし、どういう方向で行くのか、施設運営だけでなく、市民向けの講座、健康づくりについて連携してやってもらいたい。

○副委員長 行政と一緒にやってどういうことを検討しているのか、ミズノがどう考えているのか聞きたい。

○高柳委員 スポーツ施設の運営などもみんな任せないと……。赤字が続いたら撤退となる。東京辺りならみんなコナミだとかミズノが施設管理をしている。スポーツのプロだから。そうすれば赤字幅が減る。健康指導なども直接ミズノにやってもらえば、幾らかお金を払えば健康の指数は上がる。大阪はそれでお金をとって、成果が上がったら余計お金を払うということをやっている。

○山宮委員 各地区大きいスポーツ用品メーカーとかスポーツメーカーとかと町そのものが連携している。みなかみでも前橋でも。

○高柳委員 努力を発揮できないようにしているのである。それだけ頼むよって、そうではなくて、トータルで市の健康づくりをどうするのか話をしなければ、宝の持ち腐れだし、採算ベースに合わなければ崩れる。

○副委員長 ミズノとどういう取組をするのかということを健康課に聞かせてもらう。

○委員長 調査事項等について事務局にまとめさせる。

(事務局書記 説明)

○委員長 よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上で健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、(5) 今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(6) その他

○委員長 次第(6) その他について、委員から何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

(午後2時46分 終了)